

竹原市空き家バンク実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、竹原市における空き家の有効活用を通じて、竹原市民と都市住民との交流の拡大及び定住の促進による地域の活性化を図るため、空き家バンクの実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 個人が居住を目的として建築し、現に居住していない（近く居住しなくなる予定のものを含む。）市内に存在する建物をいう。ただし、賃貸、分譲等を目的とする建物を除く。
- (2) 所有者等 空き家に係る所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (3) 空き家バンク 空き家の売却又は賃貸を希望するその所有者等から提供を受けた情報を登録し、空き家の利用を希望する者に対し提供する制度をいう。

(適用上の注意)

第3条 この要綱は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(空き家の登録申込み等)

第4条 空き家バンクに空き家に係る情報を登録しようとする所有者等は、空き家バンク登録申込書（別記様式第1号）に空き家バンク登録カード（別記様式第2号。以下「登録カード」という。）を添えて、市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による登録の申込みがあったときは、その内容等を確認の上、適切であると認めるときは、登録番号を付して、空き家バンク登録台帳（以下「空き家台帳」という。）に登録するものとし、登録した旨を空き家バンク登録完了書（別記様式第3号）により当該申込みをした者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定による登録をしていない空き家で、空き家バンクに登録すること

が適当と認めるものは、当該空き家の所有者等に対して登録を勧めることができる。

(空き家に関する登録事項の変更の届出)

第5条 前条第2項の通知を受けた者（以下「登録者」という。）は、その登録事項に変更があったときは、空き家バンク登録変更届出書（別記様式第4号）に登録事項の変更内容を記載した登録カードを添えて、市長に届け出なければならない。

(空き家バンクの登録の取消し)

第6条 市長は、空き家台帳に登録された空き家（以下「登録物件」という。）に係る所有権その他の権利に異動があったとき、登録日から2年を経過したとき又は空き家バンク取消届出書（別記様式第5号）の提出があったときは、当該登録物件の登録を削除するとともに、その旨を空き家バンク取消通知書（別記様式第6号）により当該登録物件に係る登録者に通知するものとする。

(情報提供及び利用登録)

第7条 市長は、登録物件について、次の各号の情報を公開するものとする。

- (1) 登録番号
- (2) 所在地（字名まで）
- (3) 物件の概要
- (4) 賃貸又は売却の別
- (5) 価格、賃料等の希望条件
- (6) 飲用水、電気等の供給及び排水等の施設設備状況
- (7) 特記事項
- (8) 間取り図
- (9) 写真

2 登録物件について、詳細な情報を希望する者（以下「利用者」という。）は、空き家バンク利用申込書（別記様式第7号）に誓約書（別記様式第8号）を添えて、を市長に提出するものとする。

3 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、その内容等を確認し、当該利用者が希望する登録物件に関する詳細な情報を必要な範囲で提供するものとする。

(空き家の確認等)

第8条 市長は、利用者が空き家の現地確認を希望する場合は、当該空き家に係る登録物件の登録者へその旨を通知するものとする。

(登録者と利用者の交渉等)

第9条 市長は、登録者と利用者との間における空き家に関する売買、賃貸借等の交渉又は契約については、直接これに関与しないものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年8月1日から施行する。